



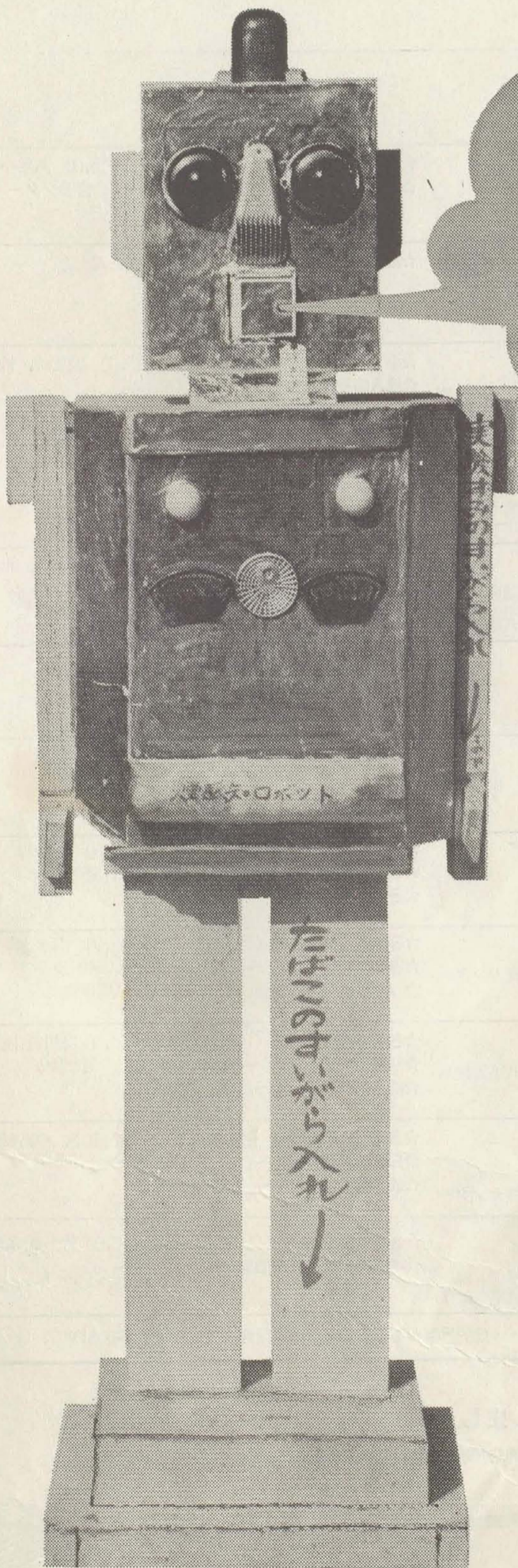
第450号
昭和47年2月5日

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL代④3881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよるこびに生きましょう。

市の動き



ボウカ
ソウダン ニ
オコシ
クダサイ

春の火災予防運動

＝2月19日～3月13日＝

2月29日から3月13日までの2週間、全国いっせいに春の火災予防運動が行なわれます。

八尾市では「防火出張相談」をはじめ、家庭防火診断、車両・林野火災の予防、文化財の防火立入り検査など、「火災ゼロ」を目標にいろいろな行事が行なわれます。

■「けむり感知ロボット」も大活躍— 「防火相談」におこしください

火事のおそろしさは、実際に火事にあってはじめてわかるものですが、それではもう手おくれ。

防火の知識や、いざというときの心構えなどは常日頃から知っておきたいものです。

消防署では、火災予防運動の期間中「防火出張相談」を開きます。

火事の予防に関することなら、どんなことでもご質問、ご相談に応じます。

煙を測定すると「ピー・ピー」となるロボットや火事現場のパネル写真などを展示していますので、ぜひ一度お越しください。

なお、参加者には「防火標語入り下敷き」をお渡しします。

■防火標語を募集しています

市民の火災予防の関心を高め、防火意識を高める防火標語を募集していますので、ふるってご応募ください。

☆テーマ 防火のたいせつさをうたえ、防火意識を高める標語

(例) 灰にすな 汗で栄えた八尾のまち
火のこわさ 知ったころには家はなし

☆応募の資格 市内に住んでいる人または勤務(通学)している人

☆応募の方法 官製はがき1枚に1句を書き、住所、氏名、年令、勤務先(学校名)学年を明記してください。

☆締切り 3月31日

☆送り先 八尾市消防本部 予防課(栄町2丁目3番10号)

●防火相談の日程

- 2月29日(火) 市役所前
- 3月1日(水) 西郡出張所
- 2日(木) 久宝寺出張所
- 3日(金) 安中薬保館
- 5日(日) 志紀出張所
- 6日(月) 曙川出張所
- 7日(火) 竜華出張所
- 8日(水) 竹淵出張所
- 9日(木) 大正出張所
- 10日(金) 山本出張所
- 12日(日) 高安出張所
- 13日(月) 南高安出張所

時間はいつでも午前10時から午後4時まで



●「漏電は大いじょうぶですか」栄町で家庭防火診断

やお市政だより

第450号

2

昭和47年2月5日

市の行事

2/11 (金)	☆建国記念の日 ☆八尾市子ども会金剛登山 9.00 教育センター集合	
12 (土)		
13 (日)		
14 (月)	☆家児 ☆心配	☆3種混合予防接種(2回目) 13.30~15.00 八尾小 ☆山本球場使用の公開抽せん 18.00~ 教育センター
15 (火)	☆近畿交通安全デー ☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院	☆成人病検診 9.30~15.00 南高安農協北支店
16 (水)	☆家児 ☆人権 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 大正幼、竹淵東幼 ☆成人病検診 9.30~15.00 恩智会館
17 (木)	☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 南高安小、曙川幼 ☆成人病検診 9.30~15.00 恩智会館
18 (金)	☆家児 ☆身障 ☆行政 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆3歳児の健康診査(43年8月生まれの子) 13.30~15.00 八尾保健所	☆小・中入学児の種痘接種 13.30~15.00 中高安幼、北山本幼 ☆所得税確定申告の説明会 13.30~ 八尾市民ホール
19 (土)		☆ツベルクリンの接種 14.00~15.00 市立病院 ☆成人病検診 9.30~15.00 清友高
20 (日)	☆結婚 ☆心配 ☆少年少女サッカースクール 10.00~12.00 山本球場	☆成人病検診 9.30~15.00 清友高
21 (月)	☆家児 ☆心配 ☆成人病検診 9.30~15.00 清友高	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 竜華幼 ☆種痘の判定 13.30~15.00 大正幼、竹淵東幼 ☆BCG接種 14.00~15.00 市立病院
22 (火)	☆家児 ☆交通 ☆青少 ☆ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 山本幼 ☆種痘の判定 13.30~15.00 南高安小、曙川幼 ☆ツベルクリンの接種 9.15~11.00 八尾保健所
23 (水)	☆家児 ☆結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 用和幼、桂隣保館 ☆種痘の判定 13.30~15.00 中高安幼、北山本幼 ☆成人病検診 9.30~15.00 曙川幼
24 (木)	☆家児 ☆法律 ☆青少 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター	☆3種混合予防接種 13.30~15.00 南高安小、中高安幼 ☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆成人病検診 9.30~15.00 曙川幼
25 (金)	☆家児 ☆身障 ☆固定資産税第4期分納期限 ☆3歳児の健康診査(43年8月生まれの子) 13.30~15.00 八尾保健所	☆3種混合予防接種(3回目) 13.30~15.00 竹淵東幼、曙川小 ☆中卒の新就職者を励ます集い 13.30~ 教育センター内体育館

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事がありましたら市広報係へ(TEL 91-3881)



《同和問題学習の冊子を差しあげます》

桂隣保館では、同和問題の学習のため、連続市民のための部落問題通信を無料で差しあげています。
希望される人は、市役所内市民相談室にお越しください。ひとり1冊限りです。



《パートタイマーあっせん》

八尾商工会議所では、パートタイマーあっせんコーナーを設け、家庭の婦人に広い範囲から便利で働きやすい職場をあっせんしています。
就職をご希望の方は、毎週水曜日、八尾商工会議所(市役所の筋向い)であっせんコーナーを開いていますので、お気軽にご利用ください。



《教養講座を開いています》

婦人会館では、教養講座(書道、洋裁、和裁、ギター、社交ダンス)を開いていますので、どしどしご参加ください。
くわしくは婦人会館(電22-6185)へお問い合わせください。



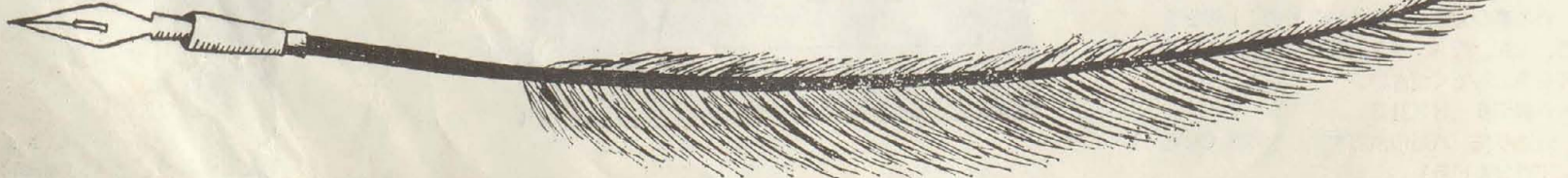
《近大無料法律相談を開催》

近畿大学法学実務研究会法律相談部では、2月27日(日)午前11時から午後3時まで市立用和小学校公民館において、無料法律相談を開きますので、多数お越しください。

身障 = 身体障害者相談 心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 福祉会館で 家児 = 家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で 青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談 行政 = 行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で 人権 = 人権相談 14時~15時 人権擁護委員会室で

●市民税・府民税の申告書を提出しましょう

市民税の申告時期が近づいています。まもなく申告用紙をお届けしますから忘れず申告してください。



申告書は3月15日までに提出しましょう



やお市政だより

第450号

3

昭和47年2月5日

お知らせ

●学校のこと

電92-4550

■夜間学級の入学申請の受付を3月末まで延長します

義務教育を修了できないまま家庭や職場に入っている人たちに学業向上の場をもつていただくため、夜間学級をことし4月から開設することになりましたが、その入学申請の受付を3月末まで延長します。

☆申請用紙の交付 教育委員会学務課または教育センター内指導課



☆申請の受付 3月末まで 学務課または指導課で受け付けています

なお、くわしくは、指導課までお問い合わせください。

●講座のこと

電23-4115

■労働会館分館でガリ版教室を開きます

みなさんにガリ版の技術を修得していただくため、次のとおりガリ版教室を開きます。

☆とき 2月22日から3月3日の毎週火曜 金曜日 午後6時～8時30分

2月5日(日) 午前10時～午後4時

☆ところ 市立労働会館分館(植松)

☆受講資格 市内在住者または在勤者

☆申し込み 2月6日(日) 午前10時から受け付けますが、定員50名になりしだい締め切ります。

講座は、講義と実習にわかれています。カッポ内は実習です。

〈講座日程〉 2月22日(火) ガリ版器材

の種類、ガリ版の原理など(単線文字のかき方パイロット製本など) 25日(金) つぶし文字のかき方Ⅰ(つぶし文字のかき方、沿講法など) 29日(火) つぶし文字のかき方Ⅱ(見出し文字のいろいろ) 3月3日(金) 線、カットの性格、役割効果など(線の引き方、カットマンガ模様など) 5日(日) 印刷と製本の要領(割りつけから製本までなど)



なお、受講料は無料ですが、版、鉄筆などの材料は受講者持参です。

●衛生のこと

電91-3881 内線246

■母子栄養食品を無料で支給しています

衛生課では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯の妊産婦や乳幼児に無料で母子栄養食品(牛乳)を次のとおり支給しています。

☆支給の方法 妊婦=6カ月間(妊娠5カ月目から)、産婦=産後3カ月間、乳幼児=生後4カ月目から9カ月間 以上の人に毎日



牛乳1本を支給します

希望される人は、母子手帳と印かんを持って市衛生課まで申し込んでください。

くわしくは、市衛生課までお問い合わせください。

●住宅のこと

電91-0097

■身体障害者、老人福祉住宅の入居者を募集しています

府では、身体障害者(戦傷病者を含みます)老人福祉住宅の入居者を募集しています

☆戸数 堺市岩室(身障者-36戸、老人-7戸) 堺市豊田(身障者-39戸、老人-10戸) 岸和田市田治米町(身障者-33戸、老人-8戸) いずれも6畳、4畳半、台所、物置付(設備すると浴室として使えます)

☆家賃 いずれも6,800円、ただし岸和田市田治米町の住宅は、別に汚水処理費400円が必要です。

☆敷金 家賃の2カ月分(13,600円)

☆資格 (1)入居者もしくは同居または同居しようとする親族が、身体障害者福祉法施行規則の4級以上の障害があり、身障福祉法の規定により交付をうけた身障手帳を持っている人など

(2)月収から扶養親族1人につき5千円を差し引いた残額が2万7千円以下の人

(3)住宅困窮者であること

(4)府内に住んでいるか、働いている人 (5)府内に住んでいて、本人と同等以上の収入がある保証人がいること

その他、いろいろ資格がありますので、福祉事務所(光南町)へお問い合わせください

☆申込書交付 2月19日まで、市福祉事務所(光南町)で交付します

☆受付 2月26日までに入居申込書、困窮状況調査書、住民票、印かん、身障手帳を持って、市福祉事務所までお申し込みください

☆その他 申し込みは1世帯につき1カ所に限ります。また応募者多数の場合は、公開抽せんを行います。

なお、その他くわしいことは、市福祉事務所へお問い合わせください。



●町名改正のこと

電91-3881 内線257

■町名改正による運転免許証の住所変更の出張受付を行いません

2月14日から町名改称で、新しく西高安町、東町、東山本新町8、9丁目、高安町北および高安町南がスタートすることになりました。

八尾警察署では、これらの改正地域に住んでいて、運転免許証を持っている人のため、次のとおり住所変更届け出の出張受付を行いませんので、忘れず届け出をしてください。

☆とき 2月22日(火) 午前11時から午後

7時まで



☆ところ 八尾自動車教習所(近鉄高安駅東 200m)

☆持ってくるもの 免許証、住所変更通知書(市民課からおくられた通知書) なお、手数料は無料です。

●税金のこと

電92-1251

■所得税確定申告の説明会を2月18日に開きます

みなさんに正しい申告をしていただくため確定申告のしかたについて、次のとおり説明会を開きますので、お気軽にご利用ください。

☆とき 2月18日(金) 午後1時30分から

☆ところ 市民ホール(市役所円形建物)

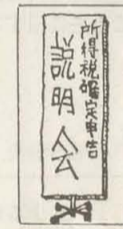
〈無料納税相談所〉 八尾納税協会、八尾自主申告指導会(八尾商工会議所内) 八尾商工会議所(税務署南隣り)でも、無料納税相談を行なっていますので、ご利用ください。

■贈与税の申告と納税は早いに済ませましょう

贈与税の申告と納税の期限は、3月15日ですが、期間間近になるとたいへん混雑しますので、手続きは早いに済ませましょう。

贈与税は、土地や家屋をはじめ、現金、預金、株式など財産をもらった人にかかる税金です。

今回申告をしなければならぬ人は、



昭和46年中に財産をもらった人で、その価格が基礎控除額(40万円)をこえる人です。

また、源泉還付申告書はできるだけ2月中に提出してください。

●納税のこと

電91-3881 内線227

■納税移動窓口車が各地区にとまります

固定資産税・都市計画税の第4期分の納期限は2月25日です。

この月も次の日程で納税移動窓口車が各地区にとまり、納税事務を取り扱います。

2月19日(土) 南陽温泉前 21日(月) 〇下竹淵橋横、△八尾センター前、△山本中央市場前 22日(火) 〇淡川神社前、△日ノ出市場前、△D・Mストア前 23日(水)



〇八尾デパート前、△高安ストア前、△高安市場前 時間は、〇印については午前10時から12時まで、△印については午後2時から4時まで、印のないものについては午前9時30分から11時までです。

●人事のこと

電91-3881 内線246(衛生課) 内線241(保険課)

■予防接種事務のアルバイトを募集しています

衛生課では、予防接種会場で簡単な事務をしていただくアルバイトを募集しています。

☆資格 女性の方で、市役所の近くに住んでいる人

☆勤務時間 午後12時30分から3時30分

☆給与 以上の時間で500円(1カ月約5~6回出勤)

☆受付 毎日、市衛生課で受け付けています

■国民健康保険推進員を求めています

保険課では、国民健康保険事業の推進と保険料の徴収をしていただく推進員を次のとおり求めています。

☆資格 市内に住んでいる30歳以上の女性

☆給与 平均月額5万円程度、他に年2回特別報酬が支給されます

☆人員 若干名



希望される人は、2月末日までに履歴書を持って市保険課庶務係までおいでください。

なお、くわしくは、市保険課までお問い合わせください。



しあわせを築く道

同和問題入門 (70)

●狭山事件の慎重な審理と公正な裁判を

■はじめに

昭和45年7月2日、八尾市議会では、つぎのような決議が行なわれました。

●「狭山事件」の公正裁判の要請に関する決議

いわゆる狭山事件については、第1審浦和地方裁判所で死刑の判決があり、昭和39年から東京高等裁判所で現在まで約6年間の審理が行なわれている。

石川被告は、第1審判決が警官による差別的偏見と予断に基づく捜査ならびに脅迫と甘言による「虚偽の自白」をもとにしたものであるとして無実を主張している。

その間、同被告の訴えは法曹界をはじめ、国民の間に反響をよび、本事件に対する公正な裁判を求める声がつよまりつつある。

よって本市議会は、本事件の重要性にかんがみ裁判所が慎重な審理をつくり、公正な裁判を行なわれることを要望するものである。

以上 決議する。

昭和45年7月2日

大阪府八尾市議会

市民のみならず、市内各ターミナルなどで、こどもたち、青年、婦人たちが一丸となって「狭山事件」裁判についてのよびかけや署名・カンパの活動をしている姿を一度ならず見かけられたことでしょう。

現在、部落解放運動のとりくみのなかで、この「狭山事件」裁判は未解放部落住民の生命にかかわる差別問題であり、同時に、同和問題の根本的解決策である未解放部落住民の社会的地位の向上に決定的な意義をもつ、もっとも緊急かつ重大な問題としてとり上げられています。

そこで、今回はこの「狭山事件」裁判について考えて行きたいと思ひます。

■「狭山事件」裁判とは

昭和38年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生殺害事件（いわゆる善枝ちゃんごころし）が起きました。

善枝さん（当時16歳）が夜になっても帰らないので大さわぎしていた中田栄作さん宅へ「こどもの命がおしかったら、5月2日夜12時、20万円を女の人が持って『さのや』の門のところにいる」という内容の脅迫状がとどけられたのです。

5月2日午前0時すぎ、警官40人が包囲するなかを、20万円にみせかけた紙包をもった善枝さんの姉、登美恵さんが指定の場所に行くと、犯人は道ばたの茶畑から声をかけ、約10分間ことばをかわしたのです。ところが犯人は人の気配に気づいたらしく、その場を逃げ出し、ついにつかまされなかったのです。

当日は月夜でかなり明るかったといわれ、同じ年の3月末にはいわゆる「吉展ちゃん事件」が起り、身代金をうばわれながら目の前で犯人をとり逃がすというできごとがあっ

たので、当時の新報紙上でもつよく批判されました。

大がかりな山狩りの末、ついに5月4日、善枝さんは死体となって発見され、批判の声はさらに高まり、臨時国家公安委員会が開かれるにいたっています。

5月7日には、衆・参両院の地方行政委員会、また8日には参議院本会議でこの事件がとりあげられ厳しい追及が行なわれました。

5月6日、中田さん宅のもとで男だった奥富玄二さんが服毒自殺をしました。あくる日に結婚式をひかえ、新居も建築中という時期であり、通勤の道順が善枝さんの通学の道順と同じであるにもかかわらず、取り調べの対象とされなかったことから、この自殺はナゾとされています。

同じ5月6日、狭山市内の石田一義さん方の養豚場でスコップが紛失したというきこみから、石田さんから警察へ「被害上申書」が提出させられています。

スコップは5月11日、死体発見場所から約124mはなれたところで発見されますが、すぐに石田養豚場で紛失したものと断定され、石田さん本人の確認が行なわれたのは10日たった5月21日のことだったのです。

このスコップ発見に伴い、捜査は石田さんと、養豚場に入出入りする者にしぼられたのですが、その人々は狭山市内の未解放部落出身者だったのです。第2審公判での捜査本部の将田政二警視の「集中見込捜査は5月8日から5月22日頃までなされた」という証言のように、スコップ発見から、未解放部落の青年の筆跡、血液型、アリバイの調査が行なわれたのです。

そしてついに5月23日、未解放部落出身者である石川一雄青年が別件逮捕されたのです。

示談解決済みの暴行事件や、友人から作業衣を借りたのを窃盗とみなす容疑と、「善枝ちゃん殺し」に関しては、脅迫状による20万円の恐喝未遂の容疑でした。

石川青年は「善枝ちゃん事件」については否認しつづけました。

6月13日、窃盗などで起訴されましたが、恐喝未遂は証拠不十分で保留となりました。

当時の警察本部長は「石川に対する恐喝未遂については、あくまでも自信をもっている」ので、十分に公判を維持できるだけの証拠資料の収集に全力を傾ける。問題はキメ手になるような証拠がなかっただけで、石川に対する考え方は地検も同じはずだと語ったと朝日新聞（6月14日付）は報じており、犯人と

して見込逮捕が行なわれたことを示しています。

弁護人の請求によって6月17日、石川青年は保釈されましたが、同じ日に強盗・殺人・暴行・死体遺棄容疑で再逮捕されたのです。

これについて、サンデー毎日（7月14日号）には「この再逮捕は、石川をあくまで『黒』と確信する捜査本部長を信頼して、渡辺浦和地検検事正が『クビをかけた決断』といわれている。捜査本部は、石川を拘留できる23日間に石川をせめおとし、事件を解決しようといふ勝負に出たわけだ」と述べられています。

石川青年は数日後から「自白」をし始め、7月9日起訴されました。

9月4日から浦和地方法裁判所で公判が始まり、12回の公判ののち、6ヶ月後の昭和39年3月11日、死刑の判決がなされたのです。

第1審判決の翌日、控訴した石川青年に対する第2審公判は昭和39年9月10日から始められましたが、9月10日の第1回公判で石川青年は「善枝さんを殺していない。このことはまだ弁護士にも話していない」また「自白は拷問によって強制されたものである」と証言したのです。

■事件と裁判をめぐる

この「狭山事件」は「差別」としてとらえられ、各地で広い活動が高められるなかで、さまざまな問題点がとり上げられてきました。

事件発生直後の捜査の段階で「重い市民の口から集まった情報は、なぜか『よそ者』とよばれたある特定の地区をさすものが多かった」（週刊朝日）といわれるように、周辺の住民のなかで「未解放部落のものがやったのだ」という声が流れていたといわれ、スコップ発見以後、未解放部落が集中的な見込捜査の対象とされたことは、世間一般に存在している差別的な偏見、「どんな悪い事でも部落民ならやりかねない」という考え方が、未解放部落は常に犯罪人の巣であるという予断と偏見に結びつけられたものであると指摘されています。

また、第1審の検事論告の「被告人は家が貧困であったため、小学校も満足に行くことができず、11～12歳のとき、父母のもとを離れて農家の子守奉公に行くようになったが、その後被告人が18歳になるまで、二、三の農家を転々とし家庭的愛情に育まれつつ少年時代をすごすというわけにはいかなかった。

このような環境は被告人に対して社会の秩序に対する違法精神を稀薄ならしめる素地を

与え、それが被告人の人格の形成に影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない」という主張は、部落差別によって教育の機会均等、就職の機会均等が保障されてこなかったという石川青年の生活状態を「社会の秩序に対する違法精神を稀薄ならしめる素地を与えるもの」＝悪の温床とみていることを示すものと指摘されています。

石川青年自身が、「社会人としての最低の教育を受けていなかったということが、不当な警察の取り調べや、殺人を認めてしまうに至る取り調べ、捜査課長との約束などにおいて正当な抵抗手段もできないままに終ってしまい、ひいては第1審の審理において頑固なままでにつくりあげられた『人形像』を守り通す結果になってしまった」と語っていることについて、これこそ部落差別によって教育の機会均等をうばわれ、ひいては職業選択の自由をうばわれたことが、未解放部落住民の生活の上にいかに重大な影響を及ぼすかという実例として強く指摘されているのです。

昭和39年9月10日に始まった東京高裁第2審で石川青年が無実を主張して以来、単なる「ぬれぎぬ事件」としてではなく、「部落差別」としてとらえられる運動のひろがりのなかでさまざまな問題点が指摘され、法曹界をはじめ各方面の反響を呼びはじめました。

なかでも、第1審の審理が6ヶ月間、公判12回という異例といわれるスピード審理であったこと、被害者の姉登美恵さんを含め4人の事件関係者が相次いで「自殺」をとげていること、「自白」をうらづける証拠に数多く論議の余地が残されていることなどから、各地でもり上がった運動と相まって「慎重な審理と公正な裁判を」と望む声が高まり、八尾市議会においても、「狭山事件の重要性にかんがみ、裁判所が慎重な審理をつくり公正な裁判を行なわれること」を要望する決議が行なわれるに至ったのです。

そして、昭和43年11月に終えられようとしていた第2審は、今日まで継続されてきましたが、現在では、2月8日、10日、15日の公判をもって審理が打ち切られる予定とされており、「この審理を継続して、慎重な審理と公正な裁判を」と呼びかけるとりくみが展開されつつあるのです。

日本国憲法には、第37条において「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」同条第2項で「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられる」と定められています。

今日、部落の完全解放を目標とする幅ひろいとりくみにもかかわらず、部落差別は私たちの社会に根強く存在し、さまざまな形で数多くあらわれています。

差別のない明るい社会の実現をめざす八尾市の住民として、私たちは国民的課題であり国民の基本的人権にかかわる同和問題を自分自身の問題としてとらえ、未解放部落住民はもとより、私たち自身の人権を守る立場から「狭山事件」の十分な審理がつくられ、公正な裁判が行なわれるよう努力しようではありませんか。

